

# 農林水産省

ホーム > 組織・政策 > 基本政策 > 東日本大震災に関する情報 > 生産関係 > 南相馬市産牛肉からの暫定規制値を超えるセシウムの検出に伴う福島県の対応について

## 南相馬市産牛肉からの暫定規制値を超えるセシウムの検出に伴う福島県の対応について

平成23年7月11日、福島県が牛肉から暫定規制値を超えるセシウムが検出された南相馬市の農家の立入調査結果を公表しました。

## 南相馬市産牛肉からの暫定規制値を超えるセシウムの検出に伴う県の対応について

平成23年7月11日  
福島県農林水産部

### 南相馬市産牛肉からの暫定規制値を超えるセシウムの検出に伴う県の対応について

7月8日、9日に東京都が実施した検査において、南相馬市内の農場から東京食肉市場に搬入された肉牛11頭から規制値を超える放射性セシウムが検出されたことを受け、今後、県として下記の対応を行ってまいります。

#### 記

- 肉用牛農家に対する緊急立入調査の実施
  - 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域内の全ての肉用牛農家に対しては、本日から緊急に立入調査を実施し、今週末までに適正飼養管理の再点検を実施します。
  - 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の除く県内全域の全ての肉用牛農家に対しても立入調査を行い、8月3日を目的に適正飼養管理の再点検を実施します。
- 牛肉のモニタリング検査の強化について
 

国及び関係機関等と連携を図りながら取り組んでまいります。

(お問い合わせ先)

農林水産部畜産課 主幹 大崎 次郎  
電話: 024-521-7362(内線 3227)

## 南相馬市の畜産農家における放射線調査結果

平成23年7月11日  
福島県農林水産部

南相馬市の畜産農家における放射線調査結果

番号	採取日	検査日	試料の種類	測定結果	
				ヨウ素-131	セシウム-134+137
				(Bq/kg)	(Bq/kg)
1	H23年7月10日	H23年7月10日	稲わら	ND	75,000 (17,045)
2	H23年7月10日	H23年7月10日	オーツ(海外産飼料)	ND	980 (223)
3	H23年7月10日	H23年7月10日	牧草(自家産一番草)	ND	6,600 (1,500)
4	H23年7月10日	H23年7月10日	配合飼料(購入)	ND	ND
5	H23年7月10日	H23年7月10日	家畜飲用水	ND	ND

#### 注

- 検査機関は福島県農業総合センター。
- NDは、不検出を示す。
- ( )は、粗飼料の暫定許容値との比較のため、飼料の水分を12%と推定し、水分80%に補正を行った場合の放射線量を参考に示す。また、稲わらは、水田土壌の付着が多いため、粗飼料の暫定許容値との単純比較はできない。

## 牛肉からの暫定規制値を超えるセシウムの検出について

- 7月8日、福島県南相馬市(緊急時避難準備区域内)の肥育農家が出荷した牛について、暫定規制値(500Bq/kg)を超える放射性セシウム(2,300Bq/kg)を検出。9日、当該農家が同日に出荷した残り10頭からも検出(1,510~3,200Bq/kg)。
- これら11頭の牛の肉については、すべてと畜場内に留め置かれており、市場には一切流通していないことを確認(この11頭以外には、当該農家から原発事故後に6頭が出荷されており、現在調査中)。
- また、福島県は、7月8日、南相馬市に対し、食肉用に供する牛の移動・出荷の自粛を要請。
- 当該農家の飼養管理状況について、7月10日、国・県で現地調査を実施したところ、4月初旬に水田にあった稲わらを収集し給与していたことを確認。検査した結果、極めて高い放射性物質を検出(7万5千Bq/kg)。
- 一方、7月5日及び7日に南相馬市(緊急時避難準備区域内)の別の農家が出荷した14頭の牛について、9日に横浜市が検査した結果、暫定規制値を大幅に下回る結果(9.0~20.3Bq/kg)となったところ。
- 今後、別紙の対応を実施し、食肉の安全性の確保に万全を期す方針。

## (別紙)

### (1) モニタリング検査の強化

- 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域内の全ての飼養農家について、牛肉のモニタリング検査を行って暫定規制値を下回った農家に限って食肉用の牛の出荷を認める(農水省所管の独法や民間検査機関が検査に協力)。
- 福島県及びその周辺県で飼養される牛について牛肉のモニタリング検査を強化する(牧草について自粛した地域等)。
- 当該農家の出荷した6頭の追跡調査
 

規制値を超えた農家が事故後に出荷した6頭の牛の肉について、その個体識別番号を関係業界に周知して調査・販売自粛を依頼。厚生労働省においては、5月30日にと畜された1頭について検査を実施中。
- 適正飼養管理の指導の徹底
  - 3月19日に発出した適切な飼養管理の指導通知の更なる徹底を図る。
  - 福島県において、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の全ての農家並びに当該区域から移動した牛が飼養されている全ての農家について、飼養管理状況の徹底的な点検を行い、点検結果に基づき国の技術的助言の下に、適正な飼養管理を指導する。

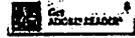
<添付資料> (添付ファイルは別ウィンドウで開きます。)

- 福島県プレスリリース資料(PDF:195KB)
- (参考資料:農林水産省作成)
- 牛肉からの暫定規制値を超えるセシウムの検出について(PDF:65KB)

— お問い合わせ先 —

生産局畜産部畜産振興課  
担当: 寿名、相田、視野  
代産: 03-3502-8111(内線4922)  
ダイヤルイン: 03-6744-2524  
FAX: 03-3593-7233

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、[バナーのリンク先からダウンロード](#)してください。



[ページトップへ](#)

Copyright 2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries  
〒100-8950 東京都千代田区麩が原1-2-1 電話: 03-3502-8111(代表)

農林水産省